

近く実施に

市街化区域・市街化調整区域の設定と、開発許可制度

新しい者市街化法が施行（昭年六月十四日）されて、はや一年を迎えようとしています。

この法律は、これまで都市計画法を全面的に改め、農地や山林が無秩序に宅地化されることを防ぐとともに、公害や交通事故のない住みよい活動しやすい町づくりをすすめることを目的としたものです。

そのため県は関係市町村と協力しながら、まづ、市街化区域と市街化調整区域を定める作業をすすめています。

市街化区域とは、既成の市街地およびおおむね十年以内に優先的かつ、計画的に市街化をはかるべき区域のことです。

この制度は、当面高知市南国市、土佐山田町、伊野町、春野町、大津村および介良村の七か町村に適用されることになっています。

この区域区分が定められますと（本年六七月頃）、開発行為（宅地造成など）をするときは、特別な場合を除いて、原則として知事の許可を受けなければならぬことになります。

この開発許可制度についての疑問点は、市役所建設課でお聞きあわせください。

開発許可を必要としない開発行為

つぎのような開発行為は、例外として開発の許可を要しないことになっています。

▼市街化区域内で行なう、規模の小さいもの（半平方蔵未満）

▼市街化調整区域内での農林漁業用建築物、または農林漁業者用住宅のためのもの

▼社会福祉施設、医療施設、学校、公民館などの公益的な建築物の

市街化区域では!!
は!!
市街化調整区域で
許可を要しない開発行為を除いて、原則として開発行為はできません。しかしながら、スプロール（市街地の無秩序な拡散）防止対策上、支障のないものや、スプロール防止対策のうえから、若干の支障はあるとしても、種々の点からやむを得ないと認められるものについては、道路、排水などの計画がよく、さらにつきのような場合は、特例として許可されることのための五十平方㍍以内の小規模な店舗のためのものなど)

- ▼ 鉱物資源、観光資源などの有効利用に必要な開発行為
- ▼ 温度、湿度、空気などに特別な条件を必要とし、市街化区域において建築が困難なため開発をするもの
- ▼ 市街化調整区域内で生産される農林水産物の処理貯蔵、加工に必要な開発行為
- ▼ 県が固まつたは、中小企業振興事業団と一緒にって、助成する中小企業の共同化または工場、店舗などの集約化に寄与するためのもの
- ▼ 市街化調整区域内に現存する工場と密接な関係を有する工場などで、事業の効率化をはかるためのもの
- ▼ 危険物の貯蔵、処理場のためのもの
- ▼ 以上のほか、市街化区域において建築することが困難、または不適当なもので、政令に定められたもの
- ▼ 市街化調整区域が決定・変更された際、自己の住宅または事業所などを建築するため、土地の所有権、賃借権などを有してい

◇発行為で、知事があらかじめ開発審査会に付議したもの

◇二十ヶ以上もので、都市計画上支障がないと認められるもの

◇週辺の市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で行なうことが困難、または、著しく不適当な開発行為

建築するには!!

市街化調整区域においては、開発許可をうけて造成した土地以外では、農林漁業用建築物、農林漁業者用住宅、公益的建築物などのものは、知事の許可を受けなければ建築できません。

知事の許可の基準は、述の開発行為の許可基準に準ることになります。

そのほか、建築の場合は市街地区域、市街化調整区域をとわず、建築基準法による「建築確認」をうけることは今までのとおりです。

開発許可を必要

は
!!

業者用住宅、公益的建築物

議決された主な議案 —

☆市庁舎建設積立基金条例 市庁舎を建設するための基金（9千万円）を3か年で積み立てようというもので地上三階、一部地下一階の庁舎を現在地に明年度から2か年計画で建設するためのものです。

☆昭和45年度青年学級の開設 市中央
青年学級を岡豊町八幡にある青年の
家に、開設しようとするものです。

☆出生児祝金支給条例 出生児（本年
4月1日以降に出生したもの）の保護者に出生の祝金を支給しようとい
うもので、祝金5百円の原案を千円
に修正可決をみたものです。

☆市水道給水条例（一部改正） 細水
地域の拡大と使用料、手数料を改正
するもの

☆市児童、生徒災害救済金給付に関する

る条例 交通事故以外の災害を受け

た児童、生徒を救済しようというもので、日本学校安全会法の給付対象にならない死亡、または傷害で、その原因である事故が学校の管理下において発生したものに準じると認められるもので、災害の程度によって千円から最高3万円までの6段階の支給区分がなされています。

☆市課設置条例（一部改正） 市長公

～3月市議会～
～定例会～

序舎建設へ一步前進

卷之三

△…………「」としの市行政のあり方を決める三月市議会定例会は、三月十四日～廿四日に招集され、同二十四日までの十五日間（本会議五日、委員会六日、常任委員会三日、休会七日）の会期で開かれました。

社会情勢に即応しながら、長期振興計画の基本構想を軸とし、財政に即した計画的な建設行政を実施する、また、自主財政再建五か年計画の短縮につけめ、早期に赤字財政の健全化をはかる。

▼市民待望の市庁舎建設は、本年度から三か年間に九千万円程度の基金を積み立て、できれば明年度から建設したい。

るよう努力する。(香南清掃組合をつくり、ゴミ処理場を明年七月稼業を目途に建設する。し尿については、香長し尿処理組合へ加入し、処理施設を増設する)